

だち交番だより



多治見警察署
22-0110
駄知交番
59-8002

気を付けよう

夏まつり等での事故

- 小さなお子さんとは手をつないで行動しましょう
- 人混みの中で不用意に立ち止まったりはいけません
- 現場スタッフの案内誘導に従いましょう
- 足元が暗く、つまづき易いので注意しましょう
- 歩きスマホはやめましょう



令和8年9月1日から

生活道路(中央線などがない道路)の自動車の法定速度が
60km/h → **30**km/hに引き下げられます!!

法定速度が30km/hになる道路の具体例



令和8年9月1日以降も法定速度が60km/hの道路

- ・ 道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・ 道路の構造上又は柵等の工作物により往復の方向別に分離されている一般道路
- ・ 高速自動車国道のうち、本線並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・ 自動車専用道路

※ 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。



<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/438250.html>